

令和 8 年度

農家相談のしおり



▲遊休農地でのヒマワリ開花



▲ヒマワリの播種作業

● 目 次 ●

ごあいさつ	1
砺波市農業の概況	2～3
農業委員会の取り組み	4
農地中間管理事業	5
砺波市農業委員会の委員	6
農地に関する手続き	
・ 農地の売買及び賃貸借（農地法第3条）	7
・ 農振除外	8
・ 農地転用（農地法第4条・第5条）	9
砺波市農地賃借料情報	10
砺波市農作業等標準料金表	11
農業者年金制度	12～15
総会日程等	16

ごあいさつ



昨年は、米が非常に注目され、農業の重要性がクローズアップされた年でした。

「農業」は生産者だけが地域で営むものではなく、地域に住む人すべてが関係する、より良い環境を形成するものとして捉えていくものです。

そのために、環境整備が地域おこしの一つの材料として、地域の繋がり的手段であることが大切であり、農を営む人、住まいをしている方々にとっても大切な空間として「農業」が必要です。

その空間を美しく住みよい環境のまま維持するために、令和7年度、国の政策により、地域計画を策定することになりました。

地域計画とは、概ね10年後にそれぞれの農地を誰が守って誰が耕作していくかを地図に落とし込み、目標とするもので、砺波市内21地区で27の計画が出来上がっています。

今後は地域毎に、毎年その計画が妥当かを検証しながら、継続的に農業が行われるよう修正・改善していくものです。

これからも農業委員会は中立的な立場として、農業者・土地持ち非農家・非農家の調整役として持続可能な農業、及びより良い地域環境整備の実現へ向けて活動をさらに進めてまいります。

農業者の皆様をはじめ、関係する皆様には、今後ともより一層のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

砺波市農業委員会
会長 川邊 洋

●●●● 砺波市農業の概況 ●●●●

1. 市の面積・人口等 (令和8年1月末現在) 2. 主な作物別作付面積 (令和7年度)

項 目	面積・人数等	
面 積	127.03	km ²
人 口	46,342	人
男	22,685	人
女	23,657	人
世 帯 数	18,010	世帯

項 目	面 積
水 稲	3,005 ha
大 豆	586 ha
大 麦	366 ha
飼 料 作 物	63 ha
チューリップ球根	22 ha
た ま ね ぎ	94 ha
地 力 増 進 作 物	3 ha

3. 地区別の農業概況

地区別	認定農業者 (人)	農地所有適格法人 (法人)	農地面積(田・畑) (㎡)	利用権等賃借権設定面積 (㎡)	流動化率 (%)
出 町	5	3	2,208,204	1,072,467	48.6
庄 下	10	4	2,212,333	1,584,835	71.6
中 野	12	－	2,892,622	1,558,552	53.9
五鹿屋	8	4	2,982,723	2,415,153	81.0
東野尻	11	4	3,180,691	2,338,555	73.5
鷹 栖	6	2	3,410,172	2,521,215	73.9
若 林	6	4	2,259,919	1,936,321	85.7
林	6	5	3,762,391	3,060,974	81.4
高 波	11	10	3,659,710	3,192,495	87.2
油 田	2	1	1,764,074	1,308,799	74.2
南般若	5	2	2,004,755	1,713,164	85.5
柳 瀬	4	1	1,139,761	1,007,522	88.4
太 田	9	4	2,514,026	2,100,118	83.5
般 若	5	3	3,334,452	2,235,016	67.0
東般若	9	7	2,640,406	2,350,404	89.0
梅檀野	5	2	2,563,713	1,107,075	43.2
梅檀山	1	－	2,023,610	189,705	9.4
東山見	1	－	1,478,641	191,794	13.0
青 島	3	1	1,214,207	562,212	46.3
雄 神	2	1	1,574,337	890,113	56.5
種 田	7	5	2,235,662	1,968,680	88.1
合 計	128	63	51,056,409	35,305,169	69.1

※認定農業者・農地所有適格法人は令和8年2月末現在 ※農地流動化状況は令和7年4月1日現在

4. 農地の権利移動状況（農地法第3条の許可によるもの）

（単位：件、㎡）

年度	所有権移転		賃借権		使用貸借権	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成27年	21	48,877	-	-	3	36,731
28	17	84,023	-	-	5	91,924
29	15	66,239	-	-	-	-
30	21	73,356	-	-	2	14,698
令和元年	19	97,349	-	-	-	-
2	29	103,576	-	-	-	-
3	18	48,115	1	4,779	3	34,506
4	29	128,988	-	-	-	-
5	34	93,083	-	-	2	16,234
6	29	106,942	-	-	-	-

5. 農地の転用状況（農地法第4条・第5条の許可によるもの）

（単位：件、㎡）

年度	総数		一般住宅		公共施設		会社・工場・共同住宅		その他		一時転用	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成27年	64	65,996	29	12,052	3	16,902	26	34,244	6	2,798	4	47,602
28	73	55,404	37	22,015	2	71	29	31,809	5	1,509	7	52,102
29	46	52,771	20	17,520	-	-	22	32,346	4	2,905	4	45,022
30	46	54,115	21	19,959	-	-	20	26,488	5	7,668	3	44,514
令和元年	48	72,747	26	19,377	-	-	19	52,418	3	952	1	7,926
2	59	95,856	32	56,790	-	-	25	36,401	2	2,665	2	24,672
3	48	88,862	21	9,020	1	3,091	20	73,043	6	3,708	7	66,183
4	44	116,762	21	19,471	1	132	21	95,358	1	1,801	4	30,544
5	65	55,933	30	17,503	1	115	22	33,550	12	4,765	5	60,799
6	49	68,046	25	38,627	1	661	15	24,259	8	4,499	3	35,952

※総数には一時転用は含まれていない。

●●●●● 農業委員会の取り組み ●●●●●

1 農地の確保と有効利用に向けて取り組みます

＜農業委員会法 第6条第1項事務＞

農地の権利移動についての許可や、農地転用許可申請に対する意見の決定など、農地法に基づき、農業委員会だけが専属的な権限として行う事務です。農地に関連する税制などの事務も含まれます。



2 農地等の利用の最適化に取り組みます

＜農業委員会法 第6条第2項事務＞

農業委員会法改正で新たに必要事務に位置付けられた次の3つの「農地等の利用の最適化」の活動を行います。

- ①担い手への農地利用の集積・集約化
- ②遊休農地の発生防止・解消
- ③（個人や企業の農業への）新規参入の促進



3 農業の担い手の育成・確保に取り組みます

＜農業委員会法 第6条第3項事務＞

農地を有効利用するには、その対策となる農業経営の合理化が不可欠です。

このため、農業委員会は、農業経営の法人化、複式簿記の記帳や青色申告などを推進し、担い手の育成・確保を図ります。

また、地域農業の状況を把握するための調査や農業経営の改善に役立つ情報の提供も行います。



4 地域の課題解決に向けて取り組みます

＜農業委員会法 第38条に基づく意見の提出＞

農業委員会は、農地等の利用の最適化に取り組む中で、広く農業者の声をくみ上げ、関係行政機関等に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出します。



農地を貸したい方

農地を借りたい方

農地中間管理事業を活用しませんか！

農地中間管理事業はこんな仕組みです！

出し手のメリット

- ◆農地中間管理機構が責任をもって農地を預かるので安心
- ◆賃料は、機構から出し手の口座へ確実に振り込まれるので安心
- ◆認定農業者等の担い手が耕作するので安心
- ◆契約期間が終わったら農地をお返すので安心
また引き続き貸し付けることもできます

農業をリタイアして
農地を貸したいけど...

相続した農地を
貸したい...



詳しくは、砺波市農業振興課へ



「人・農地プラン」
地域の話し合い

機構が農地を借入れ

農地中間管理機構
(公益社団法人 富山県農林水産公社)

市町村農業委員会
農協等

業務委託・
連携



担い手へ農地を貸付け

経営規模を
拡大したい！



担い手(受け手)のメリット

- ◆長期の農地借り入れで安定した営農が可能
- ◆賃料の支払いは、機構ひとつにまとまり便利
- ◆農地の集約化で、農作業の効率化が可能

借受希望者は、
砺波市農業振興課まで
お問合せください

その行為、違反転用ではありませんか!?

～農地を転用する場合は、農地法に基づく許可が必要です～

農地を無断で

★駐車場にした

★資材置場にした

★住宅敷地を拡張した

★建設残土の置場にした

★廃棄物の捨て場にした



農地を違反転用した場合は、
原状回復等の命令や罰則の適用があります

- ・ 許可なく転用した場合や、許可を受けても計画どおりに転用していない場合は、工事の中止や原状回復等の命令を受けることになります（農地法第51条）。
- ・ 罰則が適用される場合もあります（農地法第64条・同第67条）。違反転用すると、個人には3年以下の懲役または300万円以下の罰金が、法人には1億円以下の罰金が科せられます。

● ● ● ● 砺波市農業委員会の委員 ● ● ● ●

砺波市農業委員会は、市長が市議会の同意を得て任命した29人の農業委員で組織されています。

農業委員の任期は3年で、会長及び会長職務代理者は、農業委員の中から互選されます。

会 長 : 石田 智久
 会長職務代理者 : 鴨井 克之
 運営委員会委員長 : 飯田 輝一
 運営委員会委員 : 川邊 孝之、飯田 真紀、榮前田 龍平、福田 豊、
 満保 雅治、細川 明雄

(任期：令和8年7月20日～令和11年7月19日)

番号	氏名	電話番号	担当地区	番号	氏名	電話番号	担当地区
1	川邊 孝之	32-0452	東野尻	16	石田 智久	32-3188	庄下
2	飯田 真紀	32-0348		17	松井 正雄	82-4066	青島
3	榮前田 龍平	32-9694	高波	18	野原 智男	32-0772	若林
4	小竹 勝則	32-3794		19	田嶋 和樹	32-2818	太田
5	飯田 輝一	32-0297	中野	20	竹林 順子	32-4434	
6	福田 豊			21	石崎 進	32-3074	鷹栖
7	満保 雅治	37-1344	桝檀山	22	鴨井 克之	32-0585	五鹿屋
8	鈴木 正彦	32-2221	林	23	今井 久人	32-3792	柳瀬
9	浅谷 裕	32-3782	油田	24	源通 一郎	33-1515	出町
10	細川 明雄	82-1428	種田	25	堀田 敬三	82-2545	雄神
11	黒田 友範	37-1796	般若	26	水木 章善	32-3574	
12	松浦 正一	37-0821	東般若	27	宮川 晴美	33-7420	
13	横山 亮太	32-2705		28	吉田 里美	32-0923	
14	吉田 一馬	33-4890	南般若	29	山本 渉	82-6104	東山見
15	信田 浩光	37-1923	桝檀野				

● 農地法

農地法は、国民の食料を生産する基盤であり、かけがえのないものです。農地法は、この大切な農地を守っていくことを目的としています。農地の売買や賃借、転用をするには、法律によりその権利関係を明確にし、農地の所有者や耕作者の権利を守り、その有効利用を図る必要があります。

また、住宅・工場等が農地に無秩序に建設されることによって、周囲の農業生産に悪影響を及ぼさないように調整を図る必要もあります。つまり、農地法は、農業の基盤である農地の所有関係や利害関係の調整の仕組みを定めている基本的な法律です。

● 農地の売買及び賃貸借（農地法第3条）

農地の所有権を移転したり、農地に賃借権や使用貸借権等の権利を設定するためには、農地法第3条第1項の規定による農業委員会の許可が必要です。

1. 留意事項

- ア. 許可申請は、毎月受け付けています。
- イ. 締切日（原則として毎月20日）の設定がありますので、事前に確認してください。
- ウ. 次の方は、農地を取得することができません。
 - ①農作業に常時従事する者と認められない者
 - ②資産保有目的や投機目的で農地を取得しようとする者

2. 必要な書類

- ア. 申請書
- イ. 全部事項証明書
- ウ. 公図
- エ. 位置図（住宅地図の写し）
- オ. 農業委員の確認書
- カ. 法人の場合は定款、法人全部事項証明書
- キ. 住民票（市外の方）
- ク. その他事務局が必要と認めるもの

● 農地を相続する場合（農地法第3条の3第1項）

相続等によって農地を取得した場合は、農業委員会へ届け出る必要があります。届出用紙は砺波市ホームページでダウンロードしていただくか、農業委員会事務局でお受け取りください。

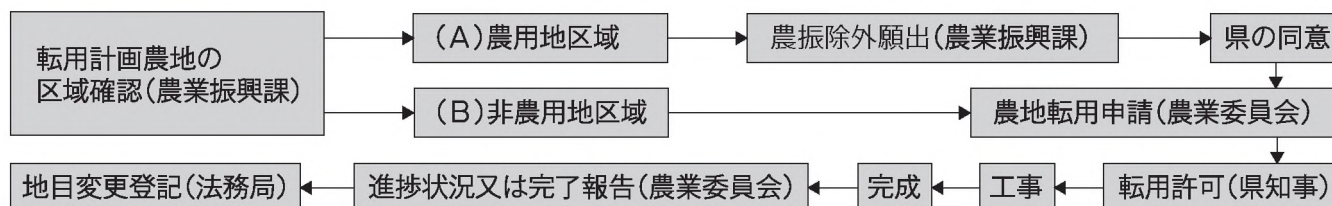
● 農地を拡大・縮小したい場合

区分	事業名等	仕組み	対象農地	受付相談窓口	内 容
貸したい	農地中間管理事業	貸し手⇒県公社 ⇒借り手	市街化区域を 除く区域	砺波市農業振興課	年3回の受付 期限が来れば終了(更新可)
	農地法第3条	貸し手⇒借り手	規定なし	砺波市農業委員会	毎月受付 契約の解約をしない限り法定更新
売りたい	農地法第3条	売り手⇒買い手	規定なし	砺波市農業委員会	毎月受付
	農地売買等事業 (農地中間管理機構 の事業の特例)	売り手⇒県公社 ⇒買い手	農業振興地域	砺波市農業振興課 (公社)富山県農林 水産公社	毎月受付 優遇税制あり

※利用権設定等促進事業は令和7年3月末に廃止されました。

● 農振除外

◎農振除外・農地転用手続きの流れ



※3,000㎡を超える案件は、(一社)富山県農業会議の意見を聴かなければなりません。

※4haを超える案件は、国との協議が必要となります。

◎農用地区域の確認

農地を転用するには、転用計画農用地が次の表の(A)「農用地区域」・(B)「非農用地区域」のいずれに該当するか、市農業振興課で確認してください。

農業振興地域	(A) 農用地区域
	(B) 非農用地区域
農業振興地域から除外する地域	

これは、砺波市が定める「土地利用計画」に基づくもので、(A)「農用地区域」は将来に向かって農用地として利用すべき土地であり、この地域に該当する場合は農地の転用はできません。

農地を転用するには、(B)「非農用地区域」へ区分換えするための『農振除外』の手続きが必要になります。

農振除外の手続き

(1) 必要な書類(正・副各1部)

- | | |
|-----------------------|--------------------|
| ア. 農振除外願 | カ. 住宅地図及び公図 |
| イ. 事業計画書又は住宅等利用計画書 | キ. 既存地の土地利用状況図 |
| ウ. 農業委員の確認書 | ク. 土地利用計画図 |
| エ. 承諾書(隣接農地の所有者及び耕作者) | ケ. 建築物の平面図及び立面図 |
| オ. 土地の登記簿(全部事項証明書) | コ. 法人の場合は法人登記簿及び定款 |
| (分筆が必要な場合は、丈量図も添付) | サ. その他市が必要と認めるもの |

(2) 留意事項

- ア. 農振除外願には、次の者の同意が必要です。
①隣接農地の所有者及び耕作者 ②農業委員 ③土地改良区 ④用水土地改良区
- イ. 農振除外願の受付は、年6回行っています。なお、農業振興地域整備計画見直しのため、受付を一時停止する場合があります。
- ウ. 認可までの期間は概ね8か月程度ですが、願出内容により長くなる場合があります。
- エ. 農振除外願の目的と異なる農地転用許可申請はできません。
- オ. 農振除外認可に係る農地転用許可申請は、認可の日から1年以内に行ってください。
1年以内に申請されない場合は、農用地区域に戻す(編入)手続きが必要となります。
- カ. 農振除外願の必要書類の様式は、砺波市ホームページでダウンロードできます。

● 農地転用（農地法第4条・第5条）

農地転用の手続き

農振除外手続きが完了している農地もしくは非農用地区域を転用するためには、農地法第4条第1項又は農地法第5条第1項の規定により県知事の許可を受けなければなりません。

農地法第4条第1項許可申請 …… 自己所有地を農地以外のものに転用する場合

農地法第5条第1項許可申請 …… 農地を農地以外のものにするために所有権の移転（売買等）又は権利（賃借権・使用貸借権）の設定をする場合

（1）必要な書類（正・副各1部）

- | | |
|-----------------------|----------------------|
| ア. 農地転用許可申請書 | ケ. 工作物の平面図・立面図 |
| イ. 全部事項証明書 | コ. 転用許可申請資料 |
| ウ. 住宅地区及び公図 | サ. 農振除外決定通知書写し |
| エ. 資金証明書 | シ. 抵当権者同意書 |
| オ. 事業計画書 | ス. 法人登記簿又は定款 |
| カ. 隣接農地の所有者・耕作者の意見書 | セ. 盛土規制法に関する事前相談書 |
| キ. 土地改良区・用排水土地改良区の意見書 | ソ. 盛土許可が必要な場合は申請書の写し |
| ク. 土地利用計画図 | |

※その他必要な資料の提出をお願いする場合があります。

（2）受付期日・期間について

- ア. 農地転用申請の受付は、原則として毎月（20日頃締切）行います。
- イ. 許可を受けるには、締切日より約40日かかります。

（3）留意事項

ア. 地域計画内の農地である場合は、農地転用の申請前に地域計画の変更手続きが必要です。

転用計画農地が地域計画内の農地であるか、市農業振興課で確認してください。

- ① 地域計画の変更には地域計画変更申出書の提出が必要となります。その際、転用申請時に添付する書類も併せて提出が必要です。
- ② 地域計画変更申出の受付は、原則として毎月（20日頃締切）行います。
- ③ 地域計画を変更するには、締切日より約30日かかります。
- ④ 地域計画の変更後に、農地転用申請の受付ができます。

イ. 農地転用できない農地は次のとおりです（住宅敷地の場合）。

- ① 近隣の宅地より、おおむね50m以上離れている農地。
- ② 宅地面積の総合計が、一般住宅は500㎡、農家住宅は1,000㎡を超える案件。

ウ. 3,000㎡以上の農地転用には、県農業会議・県農業経営課の現地調査があります。

エ. 3,000㎡以上の農地転用には、開発許可申請（窓口は市都市整備課）が必要です。

オ. 5,000㎡以上の農地転用には、国土利用計画法に基づく届出（窓口は市企画政策課）が必要です。

カ. 地元の集落代表者及び農業委員に転用事業の内容を説明し、同意を得てください。

●●●● 砺波市農地賃借料情報 ●●●●

令和7年1月から12月までの1年間に設定された賃貸借における賃借料（10aあたり）は、
下表のとおりです。

農地 区分	地 区 名	平均額（円）	最高額（円）	最低額（円）	データ数 [筆数]
1	出町・五鹿屋・東野尻・鷹栖・ 若林・林・高波地区	7,606	10,600	3,000	1,064
2	庄下・油田地区	7,826	10,500	3,000	295
3	中野・南般若・柳瀬・太田地区 般若地区の安川・頼成・徳万地域 東般若・青島・種田地区 東山見地区 金屋（畑直・ 中屋敷<1884～2014>・ 南部野・京坂<1650～1663>） 雄神地区 庄（<313～548>・上壇）、 三谷（<1～133、240～336>・ 下畑中・上畑中・欠下・天野・村中・ 片田島・上野手）	6,918	12,000	2,500	807
4	般若地区の上記地域を除く地域 梅檀野・梅檀山地区 東山見地区 金屋（大反保・中屋敷・ 了安・岩黒・京坂・西野々・小川原）、 湯山（堂本）、前山（動山・西尾）、 小牧（北牧） 雄神地区 庄（下壇・上町・寛喜島）、 三谷（上野・上明堂・堂尻・下明堂）	3,302	5,200	1,000	476

※ 平成21年12月の農地法の改正に伴い、従来の標準小作料が廃止されました。

これを受け、農業委員会では平成22年から毎年、1年間の農用地利用集積計画において
決定された賃借料の平均額・最高額・最低額を、参考情報として提供しています。

●●●●● 砺波市農作業等標準料金表 ●●●●●

農作業を受託又は委託される場合は、下表を参考にするとともに、農地の形状や面積、畦畔の状況等を勘案して受託者及び委託者の双方で協議のうえ、料金を決定してください。

※下表の標準料金には消費税は含まれていません。

作 業 区 分				単 位	標準料金 (円)	備 考
雇用労賃		一 般		1 日	10,720	1,340円×8時間
		軽労働		1 日	9,360	1,170円×8時間
オペレーター賃金				1 時間	2,200	
水	トラクター	耕 起		10 a	8,690	50馬力級
		代 掻		10 a	9,560	50馬力級
		秋起 (耕起・溝立)		10 a	10,500	50馬力級
		耕起・代掻一括契約		10 a	17,700	50馬力級
		あぜぬり作業		1 m	90	
稲	稚 苗	成 苗	予 約	1 箱	1,090	うるちの当用は55円、もちの予約は46円、もちの当用は55円増し。田植時の苗箱施薬代金及び種子用は別途。
		芽出し苗	予 約	1 箱	772	
		苗 運 搬		1 箱	100	
	田植	側条施肥		10 a	10,500	8条植え 肥料代含まず
	防除	乗用管理機		10 a	2,100	薬剤代含まず。航空防除の料金はこれに準ずる。
	コンバイン刈取り (食 用)		10 a	30,300	4条刈り	
			10 a	30,300	4条刈り	
麦	耕起・溝切り・播種		10 a	19,300	ドリル播種	
	コンバイン刈取り		10 a	26,100	4条刈り	
大豆	耕起・碎土・播種		10 a	17,400	麦跡大豆は10%割増料金を設定することができる	
	培 土		10 a	4,550		
	コンバイン刈取り		10 a	27,200	2条刈り	
土壌改良資材等散布				10 a	1,540	ブロードキャスター利用
堆 肥 散 布				10 a	4,400	堆肥2トン基準
サブソイラー				10 a	2,340	
額縁排水				1 m	49	
除草 (刈払機)				1 日	10,720	機械代等除く。1,340円×8時間

※ この標準料金は、整備された1区画30aを基準とした10a当たりの料金です。

適用期間は、原則令和8年分から令和10年分までの3か年です。ただし、著しい農業事情の変動が認められる場合は、見直す場合があります。

※ ほ場条件(変形田・強湿田・倒伏田等)や中すきによる機械作業の割増料金の目安は30%以内です。

終身年金で
安心!

知って得する 農業者年金

農業者の方は、国民年金の上乗せの
公的な年金「農業者年金」に加入して
安心で豊かな老後を!



ポイント

1

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です!

ポイント

2

一定の要件を満たす方には、
月額最大**1万円**の保険料補助

ポイント

3

加入で大きな節税効果!
保険料は**全額社会保険料控除の対象**

ポイント

1の説明

農業者なら誰でも入れる「終身年金」です！

①年間60日以上農業に従事し、国民年金第1号被保険者（保険料免除者を除く。）である20歳以上60歳未満の方が加入できます。

高齢農家世帯の家計費は、月額約24万円というデータがあります。

国民年金の支給額は、最大で一人あたり月約6万5千円。これを夫婦でもらっても毎月約10万円の赤字ですので、国民年金の上乗せ年金として農業者年金に加入しましょう。

②農業者年金は、積立方式・確定拠出型で少子高齢時代に強い。

農業者年金は、経営状況や老後の生活設計に応じて、保険料を加入後いつでも月2万円～6万7千円の範囲で、千円単位で変更でき、年払いもできます。また、途中で脱退・再加入もできます。なお、脱退した場合、払った保険料は年金を受給するまで運用し続け、加入期間に関わらず、年金として受給できます。（脱退一時金はありません。）

試算表 農業者年金に加入すれば～ 農業者年金の受給額の試算

加入年齢	納付期間	保険料 納付総額	年金額（年額）		想定される受給総額	
			男性	女性	男性	女性
20歳	40年	960万円	76万円	64万円	1,624万円	1,717万円
30歳	30年	720万円	50万円	42万円	1,078万円	1,139万円
40歳	20年	480万円	30万円	25万円	638万円	675万円
50歳	10年	240万円	13万円	11万円	284万円	301万円

※上のケースは、通常加入で保険料月額2万円で加入し、65歳までの運用利回りが2.5%、65歳以降の予定利率が0.25%となった場合の試算です。受給総額は65歳での農業者年金加入者について想定している平均余命を考慮し、男性86.5歳、女性92歳まで生存した場合の金額です。

※運用利回りは、加入後の経済変動により上下します。制度発足以降の18年間（令和元年度まで）の運用利回りの平均は、年率2.55%です。

※予定利率は毎年度、農林水産省告示により定められ、令和3年度は0.25%となっています。

※各金額は単位未満を四捨五入により表示しています。

死亡一時金もあり安心

80歳前に死亡した場合には、80歳までに受け取る農業者老齢年金の現在価値相当額を一時金として遺族が受け取れます。 ※加入期間等により保険料の払込額を下回る場合があります。

ポイント

2の説明

一定の要件を満たす方には、 保険料の国庫補助があります。

認定農業者で青色申告の方や、その方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額2万円の保険料のうち最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助は、経営継承など一定の要件を満たせば、将来特例付加年金として受給できます。また、経営継承の時期についての年齢制限はなく、事情に応じて受給の時期を決められます。

ポイント

3の説明

生涯を通じて税制面で大きな優遇措置があります

- 支払った保険料は、家族の分も含めて全額が社会保険料控除の対象となり、
- 所得税・個人住民税・復興特別所得税が節税になります。（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。
- 保険料の運用益が非課税
- 将来受け取る農業者年金には公的年金等控除が適用されます。
- 死亡一時金は非課税です。

事務経費は国が負担しているため、払った保険料の全額が運用されます。



農業者年金が さらに便利になります！

～より加入しやすく・生活設計に応じた年金受給～

ポイント

1

令和4年1月から

若い農業者が加入しやすいよう
保険料が引き下げられました
(35歳未満の方は、月額1万円から加入できます)

ポイント

2

令和4年4月から

農業者年金の受給開始時期の
選択肢が広がります

(年金の受給開始時期を、ご自身で選択できます)

農業者老齢年金：65歳以上75歳未満

特例付加年金：65歳以上(年齢上限なし)

ポイント

3

令和4年5月から

農業者年金の加入可能年齢が
引き上げられます

(60歳以上65歳未満の方も加入できます)



詳しくは… 農業者年金基金

検索

<https://www.nounen.go.jp>



ポイント

1

の説明

令和4年1月から

35歳未満の方は、月額1万円から加入できる！

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす方は、1万円から（上限6万7千円）でも通常加入できるようになります。（保険料の納付下限額が2万円から1万円に引き下げられます。）

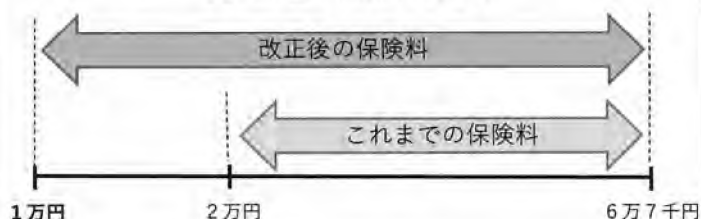
【保険料引き下げ（保険料1万円以上）の対象者】

次の①～⑤のいずれにも該当しない方

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に常時従事する後継者

【35歳未満の方の通常加入の保険料】

（千円単位で選択できます）



ポイント

2

の説明

令和4年4月から

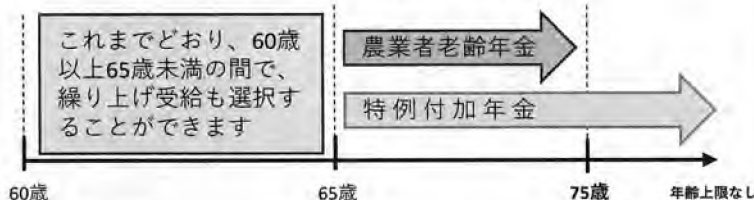
年金の受給開始時期を、ご自身で選択できる！

（昭和32年4月2日以降に生まれた方が対象）

年金の受給要件を満たした方は、年金の受給開始時期を、ご自身で選択することができます。

【年金の受給開始時期】

- ・ 農業者老齢年金：65歳～75歳
- ・ 特例付加年金：65歳以上（年齢上限なし）



【年金の受給要件】

【農業者老齢年金】

- ・ 65歳以上であること

【特例付加年金】

- ・ 60歳に達した日の前日において20年以上の保険料納付済期間等を有していること
- ・ 農業を営む者でないこと（経営継承を完了していること）
- ・ 65歳以上であること

ポイント

3

の説明

令和4年5月から

加入可能年齢が、60歳から65歳に引上げ！

現在、農業者年金に加入できるのは、農業に従事（年間60日以上）する方で、20歳以上60歳未満の国民年金第1号被保険者ですが、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も農業者年金に加入できるようになります。

【国民年金の任意加入者とは】

国民年金の保険料納付済期間が480月（40年）に満たない60歳以上65歳未満の方で、年金額の充実を目的として、国民年金に任意で加入している方をいいます

【農業者年金の加入要件】

農業に従事（年間60日以上）する方で



農業者年金の内容やご相談については、
砺波市農業委員会かJAとなみ野または
農業者年金基金にお問い合わせください。

独立行政法人 農業者年金基金

● 専門相談員
TEL: 03-3502-3199

● 企画調整室
TEL: 03-3502-3942

●● 令和8年度 砺波市農業委員会総会日程 ●●

○農地法第3条・4条・5条関係（農地の権利移動、農地転用）

受付締切日			農業委員会総会の開催日			総会場所 (市役所)
2026年	4月分	3月19日(木)	2026年	4月7日(火)		小ホール
	5月分	4月20日(月)		5月8日(金)		小ホール
	6月分	5月20日(水)		6月5日(金)		大ホール
	7月分	6月19日(金)		7月7日(火)		小ホール
	8月分	7月17日(金)		8月5日(水)		小ホール
	9月分	8月20日(木)		9月8日(火)		大ホール
	10月分	9月18日(金)		10月6日(火)		小ホール
	11月分	10月20日(火)		11月5日(木)		小ホール
	12月分	11月20日(金)		12月8日(火)		大ホール
2027年	1月分	12月18日(金)	2027年	1月5日(火)		小ホール
	2月分	1月20日(水)		2月5日(金)		小ホール
	3月分	2月19日(金)		3月5日(金)		大ホール
	4月分	3月19日(金)		4月6日(火)		小ホール

※許可される場合の許可日は、受付締切日の翌月末～翌々月初旬となります。

ただし、申請内容により遅れる場合があります。

○農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更（農振除外・編入）の願出

回	年	受付期間			
1	2026	4月1日(水)	～	4月30日(木)	
2		6月1日(月)	～	6月30日(火)	
3		8月3日(月)	～	8月31日(月)	
4		10月1日(木)	～	10月30日(金)	
5		12月1日(火)	～	12月28日(月)	
6	2027	2月1日(月)	～	2月26日(金)	

※願出の内容により認可が遅れたり、農振計画見直しのため受付を一時停止する場合があります。

○農地中間管理事業関係

回	年	貸借開始	受付締切日
1	2026	12月末	9月30日(水)
2	2027	3月末	12月28日(月)
3		5月末	2月26日(金)

農家の思いを伝え
農業・農村の「未来」を
ともに考えます。

を購読しよう

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である
農業委員会系統組織が発行する
週刊の農業総合専門紙です。

総合・ニュース・農政・解説面

様々な問題に、じっくり鋭く、迫ります

週刊紙の特性を生かして、企画重視でじっくりと解説。山下惣一さんの農政マンガも（年4回）。農政・時事・経営問題に鋭く切り込みます。特に1面は、ワンテーマでより深く、多角的に解説。ニュースは、1週間の農業・農政の動きを分かりやすくまとめています。

経営・技術・流通面

充実した経営情報と流通の現場情報を伝えます

激動・変革の時代。専業、兼業を問わず農業経営にとって「情報」が命です。

「経営・技術・流通」で、経営に役立つ旬の情報をお届けします。特に販売の現場となる川下情報を充実させます。

農業委員会のページ

農地を守り、担い手を応援する農委活動

農地を守り、担い手を応援する農業委員会組織の活動を伝えます。

また、農家の経営継承、農地の法律や税制・利用集積、農業者年金の情報もお届けします。

食・農・生活情報

食と農の可能性を探る現地情報を届けます

「食育」「地産地消」「高齢者農業」などの現地事例を伝えます。



地方版

地域の身近な情報を取り上げます

読者の皆様の関心が高く、欠かせない地方発の身近な話題を、カラーで届けます。

県版、ブロック版など、様々な地方版を用意しています。

くらしと文化面

生活に役立つ、うるおいある情報

生活や健康に役立つ情報を伝えます。俳句や短歌なども掲載します。

地域面

地域を元気にする情報を提供します

地域（地帯）別の活性化事例（中山間、都市農業、ブランド化など）、鳥獣害対策。

地域活性化のエキスパートなどによる連載コラムも掲載します。

〈お問合わせ〉 砺波市農業委員会事務局
TEL33-1111（内線427）

関係機関の電話番号

砺波市役所		33-1111(代)
	農業振興課	(内線)421~428
砺波市担い手育成総合支援協議会事務局		同 上
砺波農林振興センター	担い手支援課	32-8111
となみ野農業協同組合	本店	32-8600(代)
	経済部生産企画課	32-8619
	中央支店	32-2030
	北部支店	32-3140
	庄西支店	33-2134
	庄東支店	37-0046
	庄川支店	82-1237
	稲種センター	82-0117
富山県農業共済組合	砺波地域農業共済センター	32-2277
富山県花卉球根農業協同組合		33-2448
富山県西部家畜保健衛生所		33-2315(代)
富山県庁	農業経営課	(076)444-3269
(一社)富山県農業会議		(076)441-8961
富山県担い手育成総合支援協議会事務局		同 上
(公社)富山県農林水産公社	農地中間管理部	(076)441-7395



砺波市農業委員会

〒939-1398 富山県砺波市栄町 7 番 3 号

(砺波市役所 2 号別館 1 階)

TEL 0763-33-1427 FAX 0763-33-1129

E-mail: nogyo@city.tonami.lg.jp

<https://www.city.tonami.toyama.jp>